

浜松市の行政区再編に伴う手続きについて

令和6年1月1日より、浜松市の行政区が現在の7区から3区に再編され、現在の天竜区を除いた中区・東区・西区・南区・北区・浜北区については区名が変わります。

それに伴うNPO法人の手続きについてご案内いたします。

1. 法人登記について

静岡地方法務局浜松支局が管轄する法人は「主たる事務所の所在地」「役員住所」については、浜松支局において職権で変更手続きを行いますので、**法人の皆様が登記申請手続きをする必要はありません**。但し、**変更登記が完了するのは1月下旬**になります。手続きの途中で登記事項証明書を取得した場合、変更が完了していない可能性があります。新区への移行前の表記であっても効力に影響はありませんので、ご安心ください。



登記について
詳しい説明は
こちらを参照

2. 定款の変更について

★定款の「主たる事務所の所在地」「従たる事務所の所在地」に、名称変更される区名が入っている場合（例：「主たる事務所を静岡県浜松市中区元城町103番地の2に置く。」）は、**定款変更が必要です**。

但し、所轄庁（浜松市）の認証は不要です。また「主たる事務所の所在地の区名を変えるため」だけに急いで臨時総会を開かなくても、今年度の決算が終わり、翌年の通常総会の議題としていただければ充分です。手順としては次のとおりです。

①通常総会の議案として「主たる事務所の所在地の変更」を審議する。⇒議決

※この際、現在町名・地番まで記載してある法人も「静岡県浜松市に置く」と変更することができます。

②所轄庁（浜松市）に定款変更届出書を提出する。

・書式は浜松市のHPからダウンロードして作成してください。

・添付書類として、変更後の定款と総会議事録が必要です。

③区名だけの変更（「静岡県浜松市に置く」と変更した場合も同じ）だけであれば、法務局への定款変更の届出は不要です。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。



©浜松市

浜松市 市民協働・地域政策課

市民協働グループ

担当：菅谷・高橋

電話053-457-2094

E-mail: shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp